

新型コロナウイルス関連肺炎により、事業活動に影響を受けている中小企業者等の皆様へ

セーフティネット資金のご利用について

令和2年4月24日
帯広市 経済部

帯広市では、新型コロナウイルス関連肺炎により、仕入・流通など、事業活動に被害・影響を受けている中小企業者の方々の資金繰りと経営安定化を図るため、以下の通り、セーフティネット資金の臨時的な拡充措置を実施いたします(下線太字部分が臨時措置内容)。

1 制度の概要

| | |
|-------------|---|
| 制 度 名 | 帯広市中小企業振興融資 セーフティネット資金 |
| 融 資 対 象 者 | 新型コロナウイルス関連肺炎により、仕入・流通など事業活動に影響を受けている市内中小企業者 |
| 資 金 使 途 | 運転資金 |
| 融 資 限 度 額 | <u>5,000万円</u> |
| 融 資 期 間 | <u>15年以内</u> ※(うち据置5年以内) |
| 融 資 利 率 | 0.95% |
| 担 保・償 還 方 法 | 取扱金融機関の定めるところによります。 |
| 取 扱 金 融 機 関 | 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、みずほ銀行、帯広信用金庫、北見信用金庫 網走信用金庫、釧路信用金庫、十勝信用組合、商工組合中央金庫 の市内にある本・支店 |
| 融 資 審 査 | 融資申込み先金融機関の金融審査が必要となるため、事前に金融機関へご相談ください |
| 備 考 | 本資金をご利用の事業者様で市税を滞納していない方に対して、北海道信用保証協会の定める保証料について市より補助が受けられます(ただし、 補助額は融資額最大2,000万円に相当する保証料を限度とします)。なお、13ヶ月以内に同補助を受けられている事業者様には満額補助ができない場合がございます。 |

2 お申込方法

借入を希望する場合、所定の「帯広市中小企業振興融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、下記の書類を添えて、帯広市役所商業まちづくり課に申込をしてください。

【お申込に必要な添付書類】

- ・市が定める「セーフティネット資金利用申請書(災害等)」、売上高及び経常利益比較調書など
- ・直近2カ年分の決算書(写) (個人事業主は確定申告書2期分)
- ・履歴事項等全部証明書(写) (法人の場合)(個人の場合は印鑑登録証明書(写し))
- ・許認可書(写)(官公庁の許認可を要する事業を営む方のみ提出)

3 お問合せ先

帯広市 経済部 商業労働室 商業労働課 商業経営係
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 市庁舎7階 電話(0155)65-4165(直通)

